

第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年3月27日(金) 15:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部の設置について
- (2) 政府対策本部の基本的対処方針について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部の設置について
- 【資料2】 政府対策本部の「基本的対処方針」について
- 【資料3】 LINEによる新型コロナウイルスに関する相談・情報提供について
- 【資料4】 県民の皆さまへのメッセージ

第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

鈴木副知事
(副本部長)

知事
(本部長)

井出副知事
(副本部長)

警察本部長

○

○

福島県立医科大学

○

次 長

総務部長

○

○

教 育 長

○

地域医療課長

企画調整部長

○

○

危機管理部長

○

地域医療課主幹

保健福祉部長

○

○

生活環境部長

○

地域医療課主任

農林水産部長

○

○

商工労働部長

○

県民健康調査課主幹

出納局長

○

○

土 木 部 長

病院局長

○

○

企 業 局 長

文化スポーツ局長

○

○

避難地域復興局長

観光交流局長

○

○

こども未来局長

○

原子力損害対策
担 当 理 事

報道機
関ス
ペ

9面マルチディスプレイ

システム機器類
(TV会議装置等)

入 口

第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

| | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------|------------|-------|----|
| 1 | | 知事 | 内堀雅雄 | |
| 2 | | 副知事 | 鈴木正晃 | |
| 3 | | 副知事 | 井出孝利 | |
| 4 | 総務部 | 部長 | 佐藤宏隆 | |
| 5 | 危機管理部 | 部長 | 成田良洋 | |
| 6 | 企画調整部 | 部長 | 佐竹浩 | |
| 7 | 避難地域復興局 | 局長 | 安齋浩記 | |
| 8 | 文化スポーツ局 | 局長 | 野地誠 | |
| 9 | 生活環境部 | 部長 | 大島幸一 | |
| 10 | 保健福祉部 | 部長 | 戸田光昭 | |
| 11 | こども未来局 | 局長 | 佐々木秀三 | |
| 12 | 商工労働部 | 部長 | 金成孝典 | |
| 13 | 観光交流局 | 局長 | 宮村安治 | |
| 14 | 農林水産部 | 部長 | 松崎浩司 | |
| 15 | 土木部 | 部長 | 猪股慶藏 | |
| 16 | 出納局 | 局長 | 阿部雅人 | |
| 17 | 原子力損害対策担当 | 理事 | 五十嵐俊夫 | |
| 18 | 企業局 | 局長 | 吉田孝 | |
| 19 | 病院局 | 局長 | 河原田浩喜 | |
| 20 | 教育委員会 | 教育長 | 鈴木淳一 | |
| 21 | 警察本部 | 本部長 | 林学 | |
| ○ | 福島県立医科大学 | 感染制御学講座准教授 | 仲村究 | |

【事務局】

| | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---|--------------|----------------|-------|----|
| 1 | 保健福祉部 | 次長 (健康衛生担当) | 高野武彦 | |
| 2 | 保健福祉部地域医療課 | 課長 | 三浦爾 | |
| 3 | 保健福祉部地域医療課 | 主幹兼副課長 | 吾妻正明 | |
| 4 | 保健福祉部地域医療課 | 主幹 | 本田あゆみ | |
| 5 | 保健福祉部地域医療課 | 専門保健技師 | 菊地陽子 | |
| 6 | 保健福祉部県民健康調査課 | 主幹 | 金成由美子 | |

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 福島県対策本部の設置について

令和2年3月27日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

- 3月26日午後3時、国において、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症政府対策本部」を設置。
- これを受け、本県においても同日午後4時に、既存の福島県新型コロナウイルス感染症対策本部を、特措法に基づく都道府県対策本部である「福島県新型コロナウイルス感染症対策本部」として設置。

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

令和2年1月30日
閣議決定
令和2年3月17日
一部改正
令和2年3月26日
一部改正

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記により、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 特措法第15条第2項の規定に基づく本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - (2) 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））
 - (3) 設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間
- 3 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣

本部員 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

- 4 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 5 特措法第16条第8項の規定に基づき、本部にその事務の一部を行う組織として、新型コロナウイルス感染症現地対策本部を設置することができる。その名称並びに設置の場所及び期間は、本部長が定める。
- 6 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

政府対策本部の「基本的対処方針」について

＜概要＞（特措法第 18 条）

- 政府対策本部は、政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定める。
- 「基本的対処方針」の内容は、①発生状況に関する事実②対処に関する全般的な方針③対策の実施に関する重要事項
- 政府対策本部は、専門的な知識を有する者等の意見を聞いた上で、「基本的対処方針」を決定し、直ちに公示

＜現在の状況＞

- 3/26 安倍首相が関係閣僚に「基本的対処方針」の策定を指示
- 対処方針は、専門家からなる「諮問委員会」の意見や地域の状況を踏まえ、期間の短縮や延長を柔軟に判断し決定
- 政府対策本部の「基本的対処方針」が決定され次第、専門委員会の意見を踏まえ、速やかに本県の基本方針を策定する。

＜基本的対処方針の想定される内容＞

- 対策本部設置により総理大臣が緊急事態を宣言することが可能となるが、国内の感染拡大の状況などを踏まえて総合的に判断
- 宣言のあと対象地域の都道府県知事が、住民に対する外出の自粛や施設の使用制限の要請などを行うことになる。
- クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
- 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保

LINE で新型コロナウイルスに関する相談・情報提供を開始します

令和2年3月27日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
広報班

問い合わせ先：広報課長 高橋 和司
電話 024-521-7011（内線 2050）

福島県は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、コールセンター等による電話相談を実施しておりますが、県民の皆様からのお問い合わせ窓口の充実を図るため、LINE を活用したサポートを開始いたします。

1 取組の概要

LINE 株式会社の協力のもと LINE 公式アカウントを開設します。本アカウントを通して一人ひとりの状態に合わせた情報提供、サポートを行います。

アカウント名：福島県-新型コロナ対策パーソナルサポート
ID : covid19-fukushima



福島県のホームページにも本件に関する情報を公開しています。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/covid19-line.html>

(1) 個人の状態に合わせた情報提供

ご自身の体調や年齢、病歴やご自宅の郵便番号などの情報を LINE 上で入力することで、「帰国者・接触者相談センター」への相談の必要性やお住まいの地域の相談窓口、ご自身に必要な対策等、その方に合った適切な行動についてお知らせします。

(2) チャットボット（自動応答技術）によるお問い合わせ対応

新型コロナウイルスに関する質問を LINE 上で選択することで、県民の皆様が知りたいことに素早くお答えできるようにします。

○ よくあるご質問

- ・ 新型コロナウイルスとは？
- ・ 感染が疑われる場合
- ・ 最新の状況を知りたい
- ・ 妊娠中の方、保護者の方へ
- ・ 労働者の方へ
- ・ 事業者の方へ …など

(3) その他の情報提供等

○ 最新情報

- ・ 福島県のホームページに接続できます。

○ スマホでお医者さん相談

- ・ LINE のテキストチャットで、無料で医師に相談ができます。

2 公式アカウント開設日

令和2年3月27日（金）